

## 納付先を任意に選べる仕組みについて

## 〔租税の強制性〕

「租税は、私的部門で生産された富の一部を、公共サービスの資金の調達のために、強制的に国家の手に移す手段である」

「租税法は、原則として、強行法の性質をもつ。租税法は、多数の納税義務者にかかわりをもつから、相手方の意思いかんにかかわらず画一的に取り扱うのでなければ、その適用がまちまちになり、納税者相互間の公平を維持することが困難になる。ここに、租税法が強行法の性質をもつゆえんがある。」

「租税法」(第十二版) 金子 宏

## 〔論点〕

1. 納付先を任意に選択できる「税」を設けられるか。

※これまでにない特別な種類の「税」として構成

2. 寄附金としての任意の支出を税制として優遇する仕組みで対応するか。

※寄附金は、元来、善意に由来し、納付先も自由に選べるもの

## 〔留意点〕

・租税の強制性と「納付先を任意に選択できる仕組み」との関係

・租税の強制性と「納税者の意思により適用の有無が定まる仕組み」との関係

※税としては、外国における例は、現在のところ見当たらない。

租税の強制性と納税者の意思(納税者主権)との関係・整理

寄附による対応の場合の取扱い

## 憲法第30条と第84条

### 第30条

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。

「納税の義務とは租税を納める義務をいう。租税とは、国または地方公共団体が、その経費に当てるために、一方的・強制的に、反対給付なしに徴収する金銭である。」

【憲法(3)基本的人権Ⅱ 青柳 幸一】

### 第84条

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

「租税法律主義とは、租税の賦課・徴収が必ず国会の制定する法律によらなければならないとする原則である。これは、たんに租税の種類や課税根拠などの基本的事項を法律で定めるというだけでなく、具体的な課税要件(納税義務者、課税物件、課税標準、税率など)および徴税手続など、租税の賦課・徴収の具体的内容すべてが、法律によって明確に定められなければならない、ということの意味する。」

【[新版]憲法学教室Ⅱ 浦部 法穂】